

つなげよう!
まおう! あおもりのかわとみち



青森河川国道ニュース



お問合せ先：国土交通省 青森河川国道事務所 〒030-0822 青森市中央三丁目20-38
地域づくり相談室 TEL017-734-4529 FAX017-722-2577
平成22年 6月16日（水） 第131号

ご意見は
こちらまで

放置自転車の撤去を行いました

青森国道維持出張所では、平成22年6月4日（金）、国道7号の青森市西滝～国道4号の青森市岡造道の放置自転車22台の撤去作業を行いました。

今回撤去の対象となった放置自転車は、5月19日（水）に実施した「放置自転車取締り」において、撤去告知（右）したものの撤去されず、期間が過ぎた自転車となります。

自転車が路上に放置されると歩行者や自転車・自動車などの通行の妨げになります。高齢者の方や車いすご利用の方、子供たちが安心して通行できる快適な歩行空間とするため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

注意

あなたが国道に放置している自転車は
道路交通法及び道路法に違反しています。
すみやかに撤去してください。
なお、月 日までに撤去しない場合は、
放置物件として当局において撤去保
管します。
但し、6ヶ月の保管期間を過ぎたもの
については処分します。

平成 年 月 日

青森警察署長

国土交通省青森国道維持出張所長

この事についての問い合わせは、下記へ
連絡してください。

国土交通省青森国道維持出張所

管理係 017-766-3211

撤去告知札



放置自転車の撤去作業の様子

撤去した放置自転車は、青森国道維持出張所にて保管し、青森警察署へ持ち主の照会を行います。自転車の持ち主が判明した場合は、持ち主に通知文書を送付しております。持ち主が判明せずに保管期間が6ヶ月を過ぎたものについては、廃棄処分の対象となりますので、お心当たりの方は、早急に青森国道維持出張所（TEL：017-766-3211）までご連絡ください。

今回の撤去箇所など、詳しくは[青森国道維持出張所HP](http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/)をご覧ください。

青森河川国道事務所HP <http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/>